

## 6 その他

(6) 児童相談所の一時保護施設における教員OB等の配置について



事務連絡  
平成19年7月11日

都道府県  
各指定都市 児童福祉主管課担当者 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

### 児童相談所の一時保護施設における教員OB等の配置について

要保護児童に対する一時保護は、その後の子どもと家族へ適切な援助を行うために重要な役割を担っている。児童相談所の一時保護施設に保護される子どもの保護期間は、近年、長期化する傾向にあるが、これらの子どもへの学習指導等については、各児童相談所の実情に応じ、教員OBなど現職の教員以外で教員免許を有する者（以下「教員OB等」という。）を、一時保護施設に配置する等により実施していただいているところである。

しかし、地域によっては、教員OB等人材の確保に苦慮している児童相談所が見受けられる状況である。

このため、今般、次のとおり児童相談所の一時保護施設への教員OB等の配置のより一層の推進を図ることとしたので、各自治体におかれては、下記の取組を進めるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、当該通知については、文部科学省へも連絡済である旨申し添える。

#### 記

- 1 平成19年度予算から、一時保護施設の機能強化を図るため教員OB等の配置を行う、児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童虐待防止対策支援事業（一時保護機能強化事業）」について、補助単位を「各自治体」単位から「各児童相談所」に改善したところであり、配置に必要な経費については、当該補助金の積極的な活用を図ること。
- 2 教員OB等で教育関連の職への採用等を希望する者の情報は、各教育委員会において保有している場合があることから、児童相談所の一時保護施設において教員OB等の配置を必要とする場合、都道府県・政令指定都市又は市町村の教育委員会にも適宜相談し、協力を求めることが考えられること。



## 6 その他

(7) 平成 19 年度児童相談所及び市町村関係機関表彰制度について(案)



# 平成 19 年 度

## 児童相談所及び市町村関係機関表彰制度について（案）

### 1 目的

児童虐待、非行など、要保護児童対策を担う児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）のうち、その取組が先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような団体、機関を表彰し、もって児童相談所や市町村における要保護児童対策の向上を図るものである。

### 2 表彰対象

児童相談所及び市町村関係機関それぞれについて、若干数

### 3 表彰基準

以下の①～③全てに該当している児童相談所又は市町村関係機関のうち、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市より推薦された団体・機関から、厚生労働省において選考

① 先駆的、独創的な取組であること

※ 先駆的、独創的な取組の例については、別添を参照

② 取組の実績が上がっていること（家族再統合後の虐待再発事例の減少など）

③ 次に定める要件の全てを満たしていること

【児童相談所の場合】

- ・ 虐待通告があった際の安全確認を行う時間ルールを「48時間以内」と定めていること
- ・ 児童福祉法等に定める児童福祉司の配置標準や、児童相談所運営指針に定めるスーパーバイザーの配置標準を満たしていること

【市町村関係機関の場合】

- ・ 平成19年4月1日現在において、要保護児童対策地域協議会を設置している市町村であること。
- ・ 平成19年4月以降、実務者会議又は個別ケース検討会議が開かれていること。

#### 4 被表彰団体の推薦

推薦にあたっては、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、児童相談所、市町村関係機関それぞれ各1団体（又は機関）を上限として選定し、別紙様式1，2により、推薦調書を作成し、平成19年8月31日までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出すること。

#### 5 表彰式

表彰式は、平成19年11月10日、11日に熊本市で開催される「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinくまもと」において、表彰を行う予定である。

## 先駆的、独創的な取組とは

### (児童相談所の場合)

- ・ 性的虐待、心理的虐待に関する取組
- ・ 家族再統合に関する取組
- ・ 非行相談に関する取組
- ・ 管内市町村の支援に関する取組
- ・ 市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所の連携に関する取組
- ・ 警察や教育委員会等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

### (市町村関係機関の場合)

- ・ 虐待防止機運の醸成に向けた取組
- ・ 生後4ヶ月訪問事業や育児支援家庭訪問事業に関する取組
- ・ 市町村の児童家庭相談に関する体制や運営（夜間・休日相談など）に関する取組
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営に関する取組
- ・ 教育委員会、警察、民生児童委員、医療機関等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

別紙様式 1	児童相談所表彰		自治 体 名	
フリガナ				平成19年4月1日現在の状況
児童相談所名				管轄人口 名
				児童福祉司 名
				スーパーバイザー 名
虐待通告があった際の安全確認を行う時間ルールを「48時間以内」と定めている根拠(通知や規定等)の名称と設定時間				
名称				設定時間
表彰基準	① 先駆的、独創的な取組の内容を、記載願います(参考となる要綱、資料等についても添付願います)			
	② ①の取組の実績が上がっていることについて、記載願います(上がっていることが数値的に表現できる場合には、その数種の推移についてもできる限り記載願います) (参考となる資料等についても添付願います)			
参 考				
児童相談所組織図を图示してください(別添として添付可能)	平成18年度全相談対応件数	左①のうち身体的	件	平成18年度非行相談対応件数②
		左①のうち性的	件	上記②のうちく犯等
	平成18年度虐待相談対応件数①	左①のうち心理的	件	上記②のうち触法相談
		左①のうちネグレクト	件	平成18年度における
			立入調査件数	件 職権一時保護件数
平成16年度以降の管轄区域内における死亡事例の有無と概要	死亡事例の有無(いずれかに○)		有	無
	死亡事例の概要(全ての死亡事例について下の空欄に記載)			
次の事項につき、連携状況等を記載願います(特筆すべき事項がない場合は空欄でも可)				
市町村との連携状況		虐待対応への取組状況		
要保護児童対策地域協議会の設置状況		非行対応の取組状況		

別紙様式 2	市町村関係機関表彰		自 体	治 名
フリガナ			平成19年4月1日現在の設置状況	
市町村関係機関名			要保護児童対策地域協議会(下の空欄のいずれかに○をし、設置年月または設置予定年月を記載)	
			設置	年月設置
			未設置	年月設置
			実務者会議又は個別ケース検討会議の開催日(調書提出前で直近の開催日を記載)	
表彰基準	<p>① 先駆的、独創的な取組の内容を、記載願います(参考となる要綱、資料等についても添付願います)</p> <p>② ①の取組の美績が上がっていることについて、記載願います(上がっていることが数値的に表現できる場合には、その数値の推移についてもできる限り記載願います) (参考となる資料等についても添付願います)</p>			
参 考				
表彰の対象となる協議会または機関の組織図を画示してください (別添として添付可也)	協議会構成団体数または機関職員数	所管地域の人口	平成18年度全相談対応件数	
	人	人	件	うち虐待 件
協議会または機関の所管事業について(主な事業を2つ選んで記載願います)	事業名	1	2	
	事業の概要			
	事業の課題等			
平成17年度以降の自治体内における虐待による死亡事例の有無と概要	死亡事例の有無(いずれかに○)		有	無
	死亡事例の概要(全ての死亡事例について下の空欄に記載)			



6 その他

(8) 平成19年度児童相談所職員等を対象とした研修一覧等



# 平成19年度における児童相談所職員等を対象とした研修予定

研修会	主催者	日程	場所
児童相談所長研修 (前期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月16日～18日(2泊3日)	横浜市
児童相談所・情緒障害 児短期治療施設・医療 機関等医師専門研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月29日～30日(1泊2日)	横浜市
児童相談所児童福祉 司・児童心理司等合同 研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月3日～6日(3泊4日)	横浜市
児童虐待対応等基礎研 修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月26日～27日(1泊2日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	8月30日～31日(1泊2日)	福島市
地域虐待対応等合同研 修(アドバンスコース) ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月5日～7日(2泊3日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月20日～9月21日(1泊2日)	長野県松本市
全国児童相談所児童心 理司研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	9月26日～28日(2泊3日)	東京都港区
児童相談所中堅児童福 祉司研修	国立保健医療科学院 総務部教務課 048-458-6116	10月10日～12日(2泊3日)	埼玉県和光市
児童相談所長研修 (後期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	10月16日～18日(2泊3日)	横浜市
家庭児童相談員等中央 研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	10月29日～31日(2泊3日)	神奈川県 横須賀市
治療機関・施設専門研 修(児童相談所・情緒障 害児短期治療施設・小 児精神科医療施設等)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月6日～9日(3泊4日)	横浜市
公開講座	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月9日(1日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月21日～22日(1泊2日)	奈良市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月6日～7日(1泊2日)	山口市
テーマ別研修(性的虐 待) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月19日～12月21日(2泊3日)	横浜市
里親対応関係機関職員 研修	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	平成20年1月16日～18日(2泊3日)	さいたま市
児童相談所スーパーバ イザー研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	1月29日～2月1日(3泊4日)	横浜市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第1グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月6日～2月8日(2泊3日)	さいたま市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第2グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月18日～20日(2泊3日)	さいたま市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	2月28日～29日(1泊2日)	長崎市
テーマ別研修(児童虐待 と少年非行) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	3月17日～19日(2泊3日)	横浜市

※ 都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員  
 ※※ この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者

## 平成19年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修予定

	研修名	受講対象	研修期間	定員
H19 5月	児童相談所長研修<前期>	新任の児童相談所長	5月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・医療機関医師・その他に勤務している児童虐待に携わる医師	5月29日(火) ～30日(水)	30名
6月	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	近年開設した情緒障害児短期治療施設職員及び新任職員	6月13日(水) ～15日(金)	30名
7月	児童相談所児童福祉司・児童心理司等合同研修 ※	児童相談所の児童福祉司・児童心理司等	7月3日(火) ～6日(金)	60名
	児童虐待対応等基礎研修 ※	学校、保育所、幼稚園、障害児施設、病院等で、子どもと家族に関わる者	7月26日(木) ～27日(金)	80名
8月	大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	子どもの虐待防止等に関心のある大学生・大学院生	8月2日(木) ～3日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:福島県福島市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	8月30日(木) ～31日(金)	80名
9月	地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>(センター) ※	都道府県職員や市町村で子どもの虐待防止等に携わる職員で、より高度な知識・実務を学びたい者	9月5日(水) ～7日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長野県松本市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	9月20日(木) ～21日(金)	80名
10月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月9日(火) ～12日(金)	60名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月16日(火) ～18日(木)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月6日(火) ～9日(金)	60名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方(治療機関・施設専門研修の最終日に実施)	11月9日(金)	150名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:奈良県奈良市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	11月21日(水) ～22日(木)	80名
12月	地域虐待対応等合同研修(開催地:山口県山口市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	12月6日(木) ～7日(金)	80名
	テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	12月19日(水) ～21日(金)	80名
H20 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の者	1月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所スーパーバイザー研修 ※	児童相談所で指導的立場にある職員(スーパーバイザー)で、児童相談所に5年以上勤務し、より高度な知識・実務を学びたい者	1月29日(火) ～2月1日(金)	60名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月12日(火) ～15日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長崎県長崎市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	2月28日(木) ～29日(金)	80名
3月	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3月12日(水) ～14日(金)	60名
	テーマ別研修(非行と児童虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	3月17日(月) ～19日(水)	80名
随時	児童福祉施設職員地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2ヶ所 実施予定	概ね30名以上

※ 新規または再編した研修

(注) 研修の日程等については、今後若干変更する場合がある。

平成19年度研修共通テーマ <児童自立支援施設の機能充実にむけて>

児童自立支援施設を取り巻く多様な状況に対応すべく、平成17年度「児童自立支援施設のあり方研究会報告」を受け、施設長研修とスーパーバイザー研修の充実を図り、社会ニーズ的確に対応できる施設運営を目指します。  
また、子どもの多様なニーズに対応するために、<発達障害・被虐待児の理解と支援>等の基本的なテーマを、新任研修・専門研修・思春期問題対応関係機関研修において充実します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

No.	研修種別	対象者	期間	研修内容	研修会場	募集人員
1	新任施設長研修 前期・後期 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	平成18年4月1日以降に着任した施設長	3日間×2回とも 前期 H19.5.9~5.11 後期 H19.12.12~12.14	テーマ：「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容：講義、グループ討議、見学等	国立武蔵野学院 および 国立きぬ川学院	30名
2	新任職員研修 (1) 短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対する基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、研修期間 いずれか1回 ① H19.6.4~8 ② H19.6.11~15 ③ H19.6.18~22 ④ H19.6.25~29	テーマ：「子どもの理解と対応」 内容：レポート作成、講義、演習、見学等	①② 国立武蔵野学院 ③④ 国立きぬ川学院	15名 × 4回
3	新任職員研修 (2) 実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、実習期間3Wは調整の上決定	テーマ：「直接支援現場の実際」 内容：レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 または 国立きぬ川学院	10名 程度

<児童自立支援施設専門研修>

4	スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実に考え深める研修	スーパーバイザーまたは指導者の立場にある者 (ただし児童福祉領域での経験を求める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	3か月間 うち、研修期間 3日間 H19.7.9~7.13	テーマ：「子どもの権利擁護とマネジメント・スーパービジョン」 内容：レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
5	中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者 (ただし児童福祉領域での経験を求める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 5日間 H19.9.10~9.14	テーマ：「被虐待児のメンタルヘルスと支援」 内容：レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
6	児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験を求める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 5日間 H19.11.5~11.9	テーマ「発達障害の理解と支援」 内容：レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
7	学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間 うち、研修期間 3日間 H19.7.25~7.27	テーマ：「自立支援の理念と教科教育」 内容：レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

<児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>

8	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	H.20.3.3~3.5	テーマ：「思春期問題と発達障害」 内容：グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
---	-----------------	---------------	--------------	--------------------------------------	---------	-----

<児童相談所職員研修>

9	児童相談所一時保護所職員研修	児童相談所一時保護所 児童指導員 および保育士	①第1グループ H20.2.6~2.8 ②第2グループ H20.2.18~2.20	共通テーマ：「一時保護所の機能充実に向けて」 内容：グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名 × 2回
10	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員	H20.1.16~1.18	テーマ：「子どもの権利擁護と里親支援」 内容：グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

\*平成19年度当初に厚生労働省より各自治体主管課宛、国立武蔵野学院より各児童自立支援施設長宛に、要綱・申し込み方法等通知します。関係機関への周知徹底をお願いいたします。

\*〆切：児童自立支援施設関係研修(1~7)平成19年5月2日(金)  
共通研修・児童相談所職員研修(8~10)平成19年9月28日(金)

\*問い合わせ先：国立武蔵野学院 調査課 養成所係 TEL 048(878)1260 内141 〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030

